

6 東彼杵町告示第8号

東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱をここに公布する。

令和6年1月15日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱

令和6年1月15日

告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際的な穀物需要の増加やロシアによるウクライナ侵攻情勢等により飼料価格の高騰が畜産経営へ影響することを緩和するため、配合飼料又は単体飼料等の購入に要する費用等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、東彼杵町補助金等交付規則(平成16年規則第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業区分等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業実績書(様式第2号)
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第4条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 前条の規定により交付の決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金請求書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業の実績報告は、第3条の規定による交付申請書によって報告されたものとみなし、規則第26条の規定により手続を省略する。

(補助金交付決定の取消し)

第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段によって補助金を受けたとき。
- (2) この要綱又は規則に違反したとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第8条 交付決定者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年度予算から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、失効前に交付決定がなされた補助金については従前の例による。

別表(第2条関係)

事業区分	補助要件	補助額	補助対象数量
配合飼料に対する支援	町内に事業所を有する畜産経営を営む者のうち令和5年度配合飼料価格安定基金制度に加入したもの	200円/トン(定額)	令和5年度配合飼料価格安定制度の年間加入契約数量
単体飼料等に対する支援	町内に事業所を有する畜産経営を営む者。	200円/トン(定額)	令和5年4月から令和6年2月までに購入し同期間に納品された単体飼料及び配合飼料価格安定制度非加入農家が同期間に購入し納品された配合飼料等

様式第1号(第3条関係)

東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業実績書

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)

東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金請求書  
[別紙参照]

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

東彼杵町長 様

住 所  
氏 名

令和5年度東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付申請書

令和5年度において東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業について、東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金 円を交付されるよう、東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱(令和6年告示第8号)第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業実績書(様式第2号)
- 2 その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業実績書

1 配合飼料に対する支援

単位：kg、円

令和5年度配合飼料価格安定制度加入契約内容				補助金額
加入基金	畜種	飼養頭羽数	年間加入契約数量	

※補助金額は年間加入契約数量に200円/トンに乗じた額（1円未満は切捨）

2 単体飼料等に対する支援

単位：kg、円

とうもろこし	マイロ	大麦	小麦	大豆油かす	その他	単体飼料等合計	補助金額

※補助金額は単体飼料等合計に200円/トンに乗じた額（1円未満は切捨）

※その他（配合飼料価格安定制度非加入農家の配合飼料等）は、規格書・飼料表示票等を添付し内容・数量を明らかにすること。

住 所  
氏 名

令和5年度東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和5年度東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金の交付について、東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱（令和6年告示第8号）第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

東彼杵町長

記

- 1 事業名 東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 交付決定の内容  
この補助金の対象となる事業の内容は 年 月 日付の令和5年度東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 4 交付決定の条件  
この補助金に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を交付の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

様式第4号（第5条関係）

令和5年度東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付東彼杵町 第 号で交付決定の通知があった東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、東彼杵町飼料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱(令和6年告示第8号)第5条の規定により請求します。

年 月 日

東彼杵町長 様

(請求者)

住 所

氏 名

印

振込口座

金融機関			
預金種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			